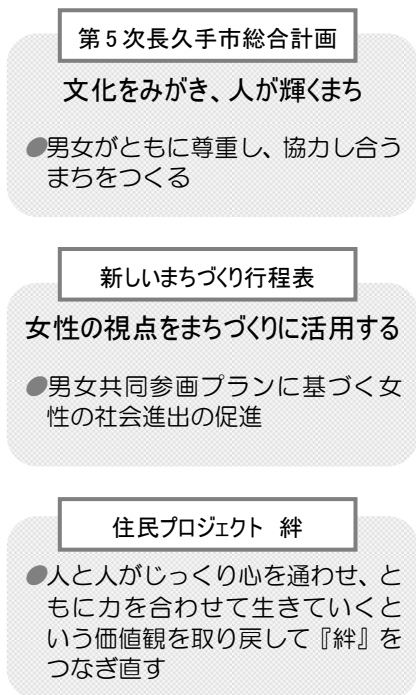


## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を発揮していくことは、一人ひとりがいきいきと幸せに暮らせることにつながると同時に、市全体の活力になります。そのためには、すべての人々は生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方を深く社会に根づかせる必要があります。

そこで、「第5次長久手市総合計画」や「新しいまちづくり行程表」、市で実施する「住民プロジェクト 絆」といった上位計画等で示されている市としての基本的な方向性を踏まえつつ、本計画の基本理念を、「男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野にともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できるような『男女共同参画社会』の実現をめざすこと」とします。また、このようなまちの将来像や本計画のめざす男女共同参画社会を実現するため、キャッチフレーズを以下のようにします。



【基本理念】

**男女共同参画社会の実現**

【キャッチフレーズ】

**男女がともに尊重し合い、  
心を通わせる  
絆のまち ながくて**

## 2 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、以下の5つの基本的な視点により取組を進めます。

### 視点1 人権の尊重

男女が互いにその人権を尊重し合い、あらゆる場において男女の人権が尊重される社会の実現をめざします。

### 視点2 ジェンダー<sup>3</sup>に気づく意識の定着

制度や慣習など、あらゆる分野におけるジェンダーへの気づきを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させます。

### 視点3 エンパワーメント<sup>4</sup>の促進

女性の能力を高める「エンパワーメント」により、これまで女性が少なかった分野にも積極的に女性の参画を進めます。

### 視点4 パートナーシップ<sup>5</sup>の確立

女性と男性はもちろん、市民と行政など様々な形のパートナーシップにより、総合的に男女共同参画を推進します。

### 視点5 ポジティブ・アクションの推進

行政や企業が主体的に女性の管理職への登用などを行う「ポジティブ・アクション」により、社会や職場の意識を変え、実質的な男女平等を実現します。

**男女共同参画社会の実現**

<sup>3</sup> ジェンダー

生物学的な性別であるセックス (sex) とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」のこと。

<sup>4</sup> エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

<sup>5</sup> パートナーシップ

協働ともいわれ、行政、NPO、企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。

### 3 基本目標

---

#### 基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

男女共同参画に対する意識を育むため、様々な手段で市民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

#### 基本目標2 政策・方針決定、地域活動分野への男女共同参画の促進

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域防災など、女性の参画の拡大が望まれている分野における女性活用の働きかけを行います。

#### 基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

また、男女一人ひとりが意欲と能力を活かして様々な活動に参加していけるよう、社会全体で子育てや介護を支える環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画促進も含めたワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。

#### 基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。

また、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭など、様々な立場や家族形態にある人たちが、地域との交流を通じて相互理解を深め、互いに安心して暮らすことができるよう、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活が送れる社会をめざします。

#### 基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶し、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進に努めます。

4 計画の体系

